

投票所入場券の様式が変わります

これまで、1つの封筒に家族の分を同封して郵送していた投票所入場券ですが、今後は、**圧着はがき(三つ折り)**により郵送し、開封の上、切り離して使用していただく方法となります。

〔表〕
(開封後)

料金後納
郵便

参議院議員通常選挙 投票所入場券 在中

※このハガキの中には4名までの入場券が印刷されています。

投票日 投票時間
午前7時～午後8時

投票当日、やむを得ない事由があって投票所に行けない人は、期日前投票又は不在者投票ができますので、入場券裏面の宣誓書をご利用ください。
期間：
場所：亀山市役所1階小会議室、関支所1階
時間：午前8時30分～午後8時

亀山市選挙管理委員会
519-0195 亀山市本丸町577番地
電話 0595-84-5017(直通)

ここ①からゆっくりはがした後、裏面②より同様にはがしてください。
(遅っている場合は、十分乾かしてからはがしてください。)

参議院議員通常選挙 投票所入場券			
投票区	名簿番号	選挙人氏名	
投票場所	到着番号	照合	
住所			
投票日時	午前7時～午後8時		

参議院議員通常選挙 投票所入場券			
投票区	名簿番号	選挙人氏名	
投票場所	到着番号	照合	
住所			
投票日時	午前7時～午後8時		

参議院議員通常選挙 投票所入場券			
投票区	名簿番号	選挙人氏名	
投票場所	到着番号	照合	
住所			
投票日時	午前7時～午後8時		

参議院議員通常選挙 投票所入場券			
投票区	名簿番号	選挙人氏名	
投票場所	到着番号	照合	
住所			
投票日時	午前7時～午後8時		

〔裏〕
(開封後)

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)
私は、当該選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。ここに真実に相違ないことを誓います。

亀山市選挙管理委員会委員長 様 令和7年 月 日
住所 氏名 生年月日 大・昭・平

期日前(不在者)投票の事由

- ☐ 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭その他の用務に従事
- ☐ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ☐ 疾病・負傷・出産・身体障がい等のため歩行が困難又は視覚聴覚等に障害
- ☐ 交通至難の最中に居住・滞在
- ☐ 住所移動のため、本市以外に居住
- ☐ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

切り離してお持ちください

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)
私は、当該選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。ここに真実に相違ないことを誓います。

亀山市選挙管理委員会委員長 様 令和7年 月 日
住所 氏名 生年月日 大・昭・平

期日前(不在者)投票の事由

- ☐ 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭その他の用務に従事
- ☐ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ☐ 疾病・負傷・出産・身体障がい等のため歩行が困難又は視覚聴覚等に障害
- ☐ 交通至難の最中に居住・滞在
- ☐ 住所移動のため、本市以外に居住
- ☐ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

切り離してお持ちください

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)
私は、当該選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。ここに真実に相違ないことを誓います。

亀山市選挙管理委員会委員長 様 令和7年 月 日
住所 氏名 生年月日 大・昭・平

期日前(不在者)投票の事由

- ☐ 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭その他の用務に従事
- ☐ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ☐ 疾病・負傷・出産・身体障がい等のため歩行が困難又は視覚聴覚等に障害
- ☐ 交通至難の最中に居住・滞在
- ☐ 住所移動のため、本市以外に居住
- ☐ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

切り離してお持ちください

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)
私は、当該選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。ここに真実に相違ないことを誓います。

亀山市選挙管理委員会委員長 様 令和7年 月 日
住所 氏名 生年月日 大・昭・平

期日前(不在者)投票の事由

- ☐ 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭その他の用務に従事
- ☐ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ☐ 疾病・負傷・出産・身体障がい等のため歩行が困難又は視覚聴覚等に障害
- ☐ 交通至難の最中に居住・滞在
- ☐ 住所移動のため、本市以外に居住
- ☐ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

切り離してお持ちください

(投票所案内図)

投票所場所 二次元コード
読み取ると Google マップへ移動します。



どうして、封筒で送るのをやめちゃったの？

封書だと封入する作業に日数が必要になるので、解散などで急に選挙をすることになったときに、入場券をみんなに届けるのが遅れてしまうことが考えられるからだよ



一人ひとりに、入場券を送ることはできないの？

一人ひとりに送ると費用がすごくかかってしまうんだ。1枚当たりの価格は、普通のはがきに比べて圧着はがきの方が高いけど、印刷枚数が減り、郵送料も少なくて済むから、一人ひとりに送るより100万円以上費用を抑えることができるみたいだよ



亀山市選挙管理委員会

投票所入場券の様式の変更について

これまで、投票所入場券（以下「入場券」といいます。）につきましては、選挙人ごとに作成した上で、世帯ごとに1つの封筒（6人を超える場合は2つの封筒）に同封して郵送しておりましたが、投票日までの日程によっては、封入封緘に要する日数を確保することが困難であること、郵便局における普通郵便の取扱いの変更により以前に比べて送達までに日数を要することになったことなどから、その方法を圧着はがきにより郵送する方法に見直すことになりました。

圧着はがきを開いていただきますと、宛名面に続いて4人分の入場券が現れますので、選挙人氏名を確認の上、御自身の入場券を切り離し、投票場所欄に記載の投票所に持参してください（ミシン目加工を施していますので、ハサミなどを使用することなく切り離すことができます。）。

圧着はがきの宛名は世帯主となりますが、切り離して使用していただく入場券は、同一世帯の選挙人4人分となりますので御注意をいただきますようお願いいたします。なお、5人から8人までの世帯につきましては、2通の圧着はがきにて郵送します。投票所にお越しいただく際には、あらかじめ圧着はがきを開封し、選挙人氏名を御確認の上、御自身の入場券を切り離して御持参いただきますようお願いいたします。

なお、選挙管理委員会では、4人分の入場券を1枚の圧着はがきで郵送する方法ではなく、1人ひとりの選挙人それぞれに宛てて入場券を郵送する方法も検討しましたが、郵送にかかる費用がかかりすぎることから、4人分の入場券を1枚の圧着はがきで郵送する方法とさせていただきました。

この見直しにより、選挙期日が決定してから入場券を発送するまでの日程を短縮することが可能となり、入場券の送達にかかる経費につきましても大きく抑えられることとなりますので、皆様には、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

亀山市選挙管理委員会

お問い合わせ

亀山市選挙管理委員会事務局

電話 0595-84-5017